

■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する回答の内容をまとめました。

○対象となった市長への手紙 : 5件 (ただし、匿名等で回答していない市長への手紙は除く。)
 うち回答済みの件数 : 5件
 うち回答作成中の件数 : 0件
 ○対象とならなかった市長への手紙 : 17件 (匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容のもの。)

■回答したもの (受付年月 令和3年12月分)

対応状況凡例 : ○=手紙の内容に応じて対応済
 △=手紙の内容を検討中
 ×=手紙の内容に対応できない

NO.	種別	件名	要旨	対応		所管課
				内容	状況	
1	メール	消防団に対する寄付行為は違法では？	<p>地元消防団に対する寄付金要請 (一軒当たり千円以上) が毎年のように町内に対して、半ば強制的にノルマが課せられ、膨大な軒数となります。されど、一軒当たり千円かもしれませんが、合計すれば、百万円単位の額となり、地元消防団への飲食、遊興費に化けてしまいます。この辺りで、悪しき寄付慣習は辞して頂きたく、また、消防団を管轄する、危機管理課に毎年、毎年、架電しても、与太話に傾注する耳は持ち合わせていないようです。そこで、市長宛にメール致しました。この寄付への反論の理屈は下記の通りです。①消防団は特別職の地方公務員 (議員も同一の特別職) 「地方公務員法第3条3項5号」②消防団は、市町村の組織である③もし、寄付を受領するとすれば、受領主体は市町村です。消防団単独の寄付受領行為は「財務行為違反」④自治会、市民が消防団に寄付する場合、寄付金の使用目的を定めた「負担付寄付」の契約を自治体と締結する必要があります。これ等の事を鑑みれば、消防団から寄付金を半ば強制的に集める事は特別職の公務員が、飲食・遊興の為の金を要求する、贈収賄行為と何ら変わらず、違反行為であります、悪しき消防団職員の中には、「寄付すると万一火災時に迅速に鎮火することが出来る」と言った輩は、再度、地方自治法、公務員法を勉強して下さい。従来からの慣習をこの辺りで打破してみても如何ですか？寄付金の出捐が惜しくて言及しているのではありません、コロナ禍で、お金の困窮している人が多数おります、違法寄付金で、鯨飲馬食する金を、</p>	<p>消防団員の皆様には、日夜、市民の生命と財産を守っていただいております、市といたしましても感謝しております。</p> <p>日ごろ、住民の皆様のお厚意から、それぞれの地区、町内会等毎に取りまとめられて消防団へ御寄付をいただいていることは承知しております。</p> <p>この、寄付金の募集の方法等は、各自自治会等の御判断でなされているものと承知しております。</p> <p>市としましては、地元の皆様から、寄付金は、御厚意によるものであって半ば強制的に集めているとの誤解を受けることのないよう、各消防団に対し寄付金の募集の仕方について十分な配慮をお願いしてまいります。</p> <p>次に消防団員が寄付金で「飲食、遊興」をしているとの御指摘をいただきました点について、御回答申し上げます。</p> <p>住民の皆様からの御寄付には、消防団員への信頼に基づき、消防活動や団員の懇親を深めることに役立ててほしいなどの思いが込められているものと承知しており、単なる「飲食、遊興」としての使い方がなされているのであれば、改めなければなりません。</p> <p>そこで、今後開催する「正副団長会議」や「本部会議」において、住民の皆様から頂いた御寄付は、市民の皆様の信頼を裏切らない使い方をしなければならず、まして「住民からの寄付金を飲食や遊興に充てている」と非難されるような使い方をしないよう、注意喚起することといたします。</p> <p>今後、市としましては、各消防団に対し寄付金の</p>	○	危機管理課 36-7212

			<p>こども食堂等へそのお金を費消した方が世間からは容認されると思います。消防団員が減少傾向にあるから、「寄付金の徴収」は当然であるという理屈はまさに、屁理屈と言うしかありません。是非とも、政治的判断で迅速な対処を切に、願います。</p>	<p>募集方法や用途の実態を把握するとともに、その結果を踏まえた指導をしてまいりたいと考えております。</p> <p>市民の安全・安心を守り、市民の皆様から信頼される消防団であるよう指導してまいりますので、引き続き消防団活動に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>		
2	メール	島田市立総合医療センターについて	<p>先日当院に赴き、感じたことを述べさせていただきます。</p> <p>院内には透析センター玄関から入りました。</p> <p>入口には手指消毒設備がありましたが、体温計測の機器は設置されていませんでした。手指消毒後、人工透析センターに入ると受付があり、待合室には多くの人が座っていました。更に中の救急センターに入ると、ここに初めて体温計測器が置かれていて体温チェックができました。体温チェックの目的は、新型コロナウイルスの感染確率を下げることにあると思います。手指消毒、及び体温チェックを行うのであれば、院内に入る最初の場所にするのが良いと思います。</p> <p>また、会計時に待っていると、会計窓口のカウンターのところに傘の置忘れや近くに診察券が落ちていましたが、いずれも案内係と思われる女性が近くを歩き来していても素通りしていました。この点については、知らせてあげて処理していただきました。病院の職員は案内だけするのではなく、周りの状況に常に注視して対応して頂けると良いと思います。（案内に忙しくて案内に集中しているのかもしれませんが…。）</p> <p>最後に、病院を訪れる人々は、見かけた様子から高齢者が大半を占めているようです。場所がわからず、案内人などに聞いている人が多数見かけられました。入口には院内案内図が設置されていましたが、設置に気付かない人も多くいます。高齢者には地図を見ても一目で分かるわけではなく、地図を持った人が聞いている姿も見受けられました。案内表示板などを利用して、案内人がいなくても目的地にスムーズに行けるよう改善していただけると有難いです。</p> <p>いずれにしても、病院は健康に問題がある人が訪れる場所であるため余計な神経を使わなくて済</p>	<p>御提案をいただきました南西側（防災センター：守衛前）入口に設置してあります体温計測器は、計測器の西側手前の北口から夜間入る患者さん（北側玄関が閉まっているため）、計測器の西側手前南口から入る職員、そして、人工透析センターから来る患者さんの三方向から来る患者さん、職員等に対応しております。</p> <p>そして、人工透析センター（腎臓内科）を受診される患者さんは、総合受付窓口又は再来受付機での手続きが必要となるため、南西側（守衛前）入口の体温計測器を通過し、手続きを済ませた後、人工透析センター待合室で待っていただいております。</p> <p>このため、すべての来院患者さんは体温計測器を通過しており、セルフチェックの体温計測器の役割は現状でも効果を果たしていると判断しております。現在はマスクの着用が定着しているため、現時点において、人工透析センター入口に体温計測器が無いことにより、人工透析センター入口から南西側（守衛前）入口までの間でマスクをされた患者さんが、他の方へ感染させる可能性は極めて低いと考えております。</p> <p>しかしながら、今後の感染拡大状況により、体温計測器の増設が必要と判断された場合には、〇〇様の御提案のとおり、改めて人工透析センター入口への設置を含め検討していきたいと思っておりますのでご理解いただきたくお願いいたします。</p> <p>次に、案内係への御指摘についてですが、傘の置忘れや、診察券の落とし物について、職員にお知らせいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>案内業務に従事する職員には、院内でお困りの様子の方がいれば積極的にお声掛けしたり、ゴミが落ちていれば拾ったりするなど、患者様の立場になって対応するよう指導してまいります。また、案内係だけでなく、職員全員が常に周囲に気を配りながら</p>	○	病院総務課 35-2111

			<p>むようになれば良いと思います。極端なことを言えば、面倒な病院には行きたくないと思われたいようにならない方がいいと思います。利用する人にとって利用しやすい、当病院にかかってよかったと思われるようになってほしいものです。</p>	<p>働くことが大切であると考えますので、接遇研修などの機会に、周知してまいります。</p> <p>新病院の案内表示については、利用される患者さんや議員の皆様からも改善のご意見をいただいております。それらの寄せられたご意見を基に、トイレや各種受付場所の案内、文字の大きさの修正など、約30箇所案内表示の追加工事を11月26日に行いました。</p> <p>一方で、新しい施設に不慣れな患者さんにとっては、案内表示のみで目的の場所にたどり着けない場合もありますので、案内する職員を開院当初から配置したり、案内地図を配布したりしております。引き続き、設置場所がわかりやすくなるよう表示等も工夫していきます。</p> <p>今後も市民の皆様安心して御利用いただける病院となるよう努めてまいります。</p>		
3	メール	高齢者の交通事故防止に対する補助金新設のお願い	<p>高齢者のアクセル、ブレーキ踏み間違いによる大きな事故が多発しています。高齢者の免許返納が推奨されていますが、現状では通院や買い物など、生活し、生きていくためにどうしても車が必要となる世帯も多いことをご理解いただけたと思います。このような中、踏み間違い防止装置設置の補助金を創設している他県の市町村も少なからずあると聞いています。高齢者の悲惨な事故を防止するよう市として応援できませんか？（お隣の愛知県内では実施したようです。）</p>	<p>安全運転を支える対策として、安全運転サポート車は、高齢運転者を含めたドライバーの事故を防止し、被害を軽減するために有効であるため、国をあげて普及対策が推進されております。</p> <p>安全運転サポート車の普及推進のため、国においては「サポカー補助金」として、令和2年3月から令和3年11月まで、65歳以上の高齢運転者を対象に、対歩行者衝突被害軽減ブレーキや踏み間違い急発進抑制装置を搭載する車（サポカー）購入及び後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置購入への補助事業が実施されました。</p> <p>令和3年11月末で、国のサポカー補助金が終了しましたが、当該補助事業による一定の成果が得られたものと捉えており、市で新たに補助事業を実施する計画はございません。</p> <p>市といたしましては、引き続き、高齢運転者の事故防止のため、警察署等関係機関と連携し、交通安全講習等による啓発活動を行い、交通安全教育の推進に努めてまいりますので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。</p>	×	生活安心課 36-7144
4	メール	給付金	<p>給付金について、一括10万円給付一択です。職員の方がインタビューで、無理だ。2回にわたることで、事務費が2倍になり、多少もったいないが。とおっしゃられておりましたが、認識が甘すぎるのではないのでしょうか？そもそも、年内に給</p>	<p>今回の子育て世帯への臨時特別給付金は、先行給付の5万円については、国から11月19日の閣議決定を受けて「年内支給」という方針が示され、「追加の5万円相当のクーポンは、来年春の支給を目指すもので、一括支給はできない」とされておりました。</p>	○	子育て応援課 36-7159

			<p>付は、必ずやる必要があるのでしょうか？必要があるというのであれば、論理的にご説明をお願いします。事務費には、給付対象外の国民の税金も使用されます。ここを抑えることは、最大限必要なことであり、給付の多少の遅れ（それもマストではない日程）より優先すべきのはずです。どちらを優先されるのかお示し下さい。ちなみに、総理他の指針表明後に年内一括10万円をきめた自治体さんも多く出ております。なぜ島田市は、できないのか疑問です。今回の事案については、国会開催前から問題になっており、前提が変わる可能性は容易に想像できたにもかかわらず、自分の自己満足とアピールのために年内給付にこだわった首長さんが多すぎです。上記のような状況を見極めながら柔軟に対応できる首長さんとの差が歴然です。再考をお願い致します。</p>	<p>そのような中、島田市では、先行給付分を一日でも早く対象者に給付できるよう、11月30日の市議会において、先行給付分の補正予算の議決を受け、事務手続きを進めるとともに、「追加5万円相当についてはクーポンではなく現金給付を」という声を上げさせていただきました。</p> <p>先行給付分については、給付対象者あてに12月8日付けで通知を送付し、金融機関への振込手続を済ませたのが12月13日でした。</p> <p>その後、政府の考え方が正式に通知で示されたのが12月15日でした。政府の方針転換により一括現金給付が可能となりましたが、島田市としては議会対応も含め、事務手続きが手戻りとなり混乱を招きかねないなどを考慮し、対象者にいち早く届けることを選択し、2回に分けて現金給付を行うこととしました。</p>		
5	メール	子ども給付金	<p>子ども給付金の所得制限を外してください。すでにそのように動いている自治体もあります。全国でいち早く10万円現金支給を決定した市長ならできると思います。所得が多くても子供が多い世帯や、ひとり親世帯はとても大変な思いをしているのは同じです。すでに現金支給について子どもたち同士で話が上がっているようで、私の子どもは私の所得制限のため対象外という事実を知っています。そのことで友達から「お前の家は金があっといういな」等の謂れのない言葉をかけられたそうです。所得制限が子供のいじめの引き金にもなりかねないと心配しています。所得が多くそのため税金も多く支払っているのにこんな言われようはとてもつらいです。現に私の子どもたちにもコロナ禍で我慢をさせています。来年は子供の進学等で出費も多くなるためとても大変です。ぜひともいち早く現金10万円を打ち出した市長には、所得制限の撤廃も同時に行ってほしいと考えます。ご検討よろしくお願いたします。</p>	<p>今回の子育て世帯への臨時特別給付金（以下、「給付金」という）は、国の制度設計に基づき実施するもので、所得制限については、国の方針に従い、かつ限られた財源により給付を行ってまいります。</p> <p>子育て世帯を支援するという観点から、所得に関係なく給付するという自治体も出てきており、国の制度に基づいて実施する自治体では、対象外となる子育て世帯が不公平を感じるという声も承知しているところです。</p> <p>一方で、所得制限を撤廃している自治体は圧倒的に少なく、静岡県内においても所得制限を撤廃している自治体は皆無と聞いております。仮に、所得制限を撤廃した場合に要する経費（約6,000万円）は、市費を含めた他の財源で賄うことになることから、島田市としては所得制限を撤廃して給付を行う考えは、今のところありません。</p> <p>また、所得制限を撤廃することにより、今回の支給対象以外の方々、例えば、生活に困窮する大学生、高齢者、障害者などへの支援はどうなるのかという影響も考慮する必要があることから、今回の給付金については、限られた財源による支援を早期に、かつ着実に進めることが重要であると考えておりますので、御理解ください。</p> <p>本来であれば給付金の支給ではなく、少子化の</p>	×	子育て応援課 36-7159

				<p>中、安心して子どもを産み育てることができる環境の構築を国・県・市町村が一体となって取り組むべきであると考えております。子育て施策における課題は、数多く山積している状況ですが、島田市としては、「子育て世帯に選ばれる、子育てに優しいまち」の実現に向け、今後とも取り組んでまいります。</p>		
--	--	--	--	--	--	--